平成29年第11回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成29年11月27日(月)14時33分開会 15時04分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸

教育委員 : 西 広美, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

教育委員 : 七夕 利久

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長長山 君代教育総務課長兼学校給食センター所長下吉 龍一学校教育課長中山 義和社会教育課長中摩 浩太郎スポーツ振興課長今村 将吾指宿商業高校事務長満石 知教育総務課参事兼学校整備室長前薗 佳生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2)会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6)会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・日程第1 報告第20号 スポーツ活動優秀選手の追加決定について
 - ・日程第2 議案第36号 指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について
 - ・日程第3 議案第37号 平成29年度指宿市一般会計補正予算(第10号)に係る議案(教

育委員会関係分) に関する意見の申出について

- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成29年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、七夕委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に, 前回の会議録について, お諮りいたします。

平成29年第10回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて,ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め, 前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に,本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を西職務代理者にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に,教育長の報告です。

別紙資料をご覧ください。

始めに、望ましい学校づくり住民説明会を17箇所で実施いたしました。委員の皆様方も、夜 分に参加してくださいましてありがとうございました。右側の方に、それぞれの参加人数を書 いてございますが、合計712名という状況でございます。その中の9番目にございますが、川尻 小校区については162名と地域の方々の出席が多かったところです。後は、それぞれ似たような 状況でございました。

3番目に、生涯学習フェスティバルが、11月4日に開聞総合体育館で実施されましたが、併せて開聞地域文化祭も開催されたところでございます。その後、山川地域文化祭と指宿地域文化祭が、土・日の2日間にわたって開催されました。

5番目ですが、県高校駅伝と県中学校駅伝競走大会が、陸上競技場を中心として実施された ところです。 6番目の指宿市の駅伝競争大会も、11月23日の祝日に宮ヶ浜港コースで実施され、子どもたちから大人まで、1年生も参加しておりましたが、県下一周駅伝に走る選手等も参加してくださいました。

7番目の校長研修会と教頭研修会ですが、校長研修会については、指宿商業高校を会場にして、商業高校の子どもさんたちの発表等も聞いていただいて、商業高校の教育活動を見聞していただいたところです。

11番目ですが、柳田小学校の防災教育公開授業。防災教育のモデル校を指宿小学校、柳田小学校、丹波小学校と3校お願いしているわけですが、柳田小学校で市内または地域・地区から参加をいただいて、公開授業を実施いたしました。ワークショップを取り入れた授業ということで、子どもたちがこれまで取り組んだ実践的な行動力のある避難や、そういうような授業が見られたところでございます。その後、指宿小学校と丹波小学校も同じような形で、公開授業がなされると思います。

12番目のアジア国際子ども映画祭につきましては、北海道の北見市で実施されたわけですが、また後もって、学校教育課から結果等については報告があると思います。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開等についてお諮りいたします。

本日の日程第1及び日程第2は公開で、日程第3の議案については、第4回指宿市議会定例 会の議案に関する案件でありますので非公開での取扱いとしたいと思いますがご異議ございま せんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。まず、日程第1 報告第20号「スポーツ活動優秀選手の追加決定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第1 報告第20号 スポーツ活動優秀選手の追加決定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程第6条により、吉永将太さんをスポーツ活動優秀選手として追加決定しましたので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等につきましては、平成29年9月25日に 開催された第9回定例会において、ご同意をいただいたところですが、その後におきまして、 新たな候補者がいることが判明いたしました。このことから、スポーツ活動優秀選手の追加決 定について、選考委員会委員の同意を得た後、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第 23条第1項により教育長が臨時に代理し、併せて市長が決定をしましたので、同規則同条第2 項の規定に基づき報告するものであります。

追加決定した方は、スポーツ活動優秀選手 吉永将太さん1名です。第69回全日本高等学校 選手権大会(春高バレー)県予選会男子の部において優勝しております。

今定例会において、1名の選手を追加いたしました結果、今年のスポーツ活動優秀選手は、 第9回定例会において、ご同意をいただきました15名と合わせて16名となったところです。 以上で報告を終わります。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

この方の表彰は、もう終わられたのでしょうか。

(今村課長)

市長決裁が終わった後、高校を訪ね顧問を通じてお渡ししてあります。

(西森教育長)

もう伝達済みということですね。その他、県民体育大会で立派な成績を収められた選手の皆 さんに追加して表彰することが例年はあるのですが、今年度は県民体育大会が中止ということ でしたので、それによる追加はなかったということです。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1 報告第20号は、終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第2 議案第36号「指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第2 議案第36号 指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を 申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

指宿市体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿総合体育館大規模改修工事により、空調設備が新たに設置され、冷暖房を使用することが可能になったことから、使用料を定めるところでございます。なお、使用料の積算につきましては、それぞれの設備ごとに最大消費電力から1時間あたりの基本料金を算出し、それと実費使用料金の合計により算出しております。

5ページをお開きください。

アリーナ部分の冷暖房システムは、全体を2分割しての利用が可能となっております。アリーナの全面を使用した場合は、30分につき1,100円。半面を使用した場合は、半額の550円の使用料となります。

次に、2階の冷暖房につきましては、全面使用と卓球場の使用料金を設定いたしました。全面使用した場合は、30分につき1,700円。卓球場を使用した場合は、30分につき400円の使用料としております。

次に、全館を使用した場合、30分につき2,800円となるところですが、市民利用の利便性・熱中症対策、更には大会や合宿の誘致につなげるため、約1割を割引し、全館使用30分につき2,500円と定めたところです。

なお、施行期日は平成30年1月1日からであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(今村課長)

空調設備について補足説明をいたします。資料をご準備させていただきました。

まず、料金の設定ですが1階部分の空調は青で示しております。こちらの特徴は輻射式となっておりまして、半分つけることもできます。したがいまして、前半分の舞台側をつけますと、30分550円。玄関側の半分をつけても30分550円。全部つけた場合は、30分1,100円となります。

次に、黄色でお示ししてあります客席部分ですが、全館使用した場合に30分1,700円。卓球場のみの場合は30分400円ということで、先ほど説明がございましたように、青と黄色の全部を使用した場合に、30分2,500円と設定させていただきました。

もう1枚の資料を準備してありますが、こちらは今回、増設した1階競技場部分のハイブリッド型輻射冷暖房システムです。こちらの特徴は、輻射式ということで1階部分の壁にパイプ

をめぐらせまして、そこに冷水または温水を流して、冷暖房を通すシステムでございます。こちらをつけた場合、若干は温まったり冷えたりはしますが、2階までは及ばないというようなものでございます。冷水・温水を流すことで、イメージとしましては夏場にトンネルに入った時に、ひやっとする感じ。冬場は温かい縁側に座っている感じと、そういうようなイメージをお持ちいただければと思います。夏は人の体温を吸収してくれるというイメージ、冬場の暖房は、ぽかぽかの空気を送ってくれるという感じでございます。

冷水につきましては、7℃から15℃。温水につきましては、45℃から50℃ほどを流すことによって、特徴としましては無音無風。空気を滞留させないために感染症予防にもつながる、衛生的であるということでございます。今回、2020年の国体に向けまして、バトミントンにつきましては、館内の窓を全部閉め切る関係で、通常は、滞留型の風が流れる冷房はつけられなかったのですが、今回のは音も風も流れないということで、卓球やバトミントンに適しているというものでございます。

以上、補足説明をさせていただきました。

(西森教育長)

ちなみに、県内にこのエアコンを使った体育館はいくつあるのですか。

(今村課長)

昨年度, 桜島の体育館に設置したのが県内第1号で,指宿が第2号になります。今年から, また国体に向けて,何箇所か検討しているようであります。

(西職務代理者)

金額の比較対象というのがないですが、桜島と比べた時の金額的なものはどういう感じですか。

(今村課長)

アリーナ全面を使用した場合,指宿は1,100円ですが,桜島は1,350円なので,競技者にとっては,指宿の方が時間にしますと250円安くなるということです。それから,全館使用の場合は,指宿は5,000円に設定しておりますが,桜島は4,700円。こちらは,桜島の方がやや安くなっております。指宿は先ほど申し上げましたように,約1割減らして5,000円にしたのですが,理由としましては,体育館の面積が大きいことから,据置型のエアコンを2階には置くのですが,桜島は26基,指宿は34基となっており、基数的にうちの方が多いということで,全館使用の場合は,指宿の方がやや高いということになっております。

ちなみに、昭和54年に建てた指宿の体育館に、昭和58年にエアコンをつけておりますが、年間維持費は340万円ほど。その場合は全館使用だったのですが、1時間あたり24,000円だったということをお聞きしておりますので、それに比べれば利用者も使っていただけると。特に、競技者にとっては2階を気にせずに、1階だけ入れられるということで、数多くの大会、合宿等で使っていただければと思っております。

(別府委員)

アリーナを半面ずつ使う場合は、パーテーションか何かをつけるのですか。

(今村課長)

輻射式で壁に全部タイルを貼るのですが、前面の横と前からだけをつけた場合が前半分で、 遮断はしません。後ろの横と玄関側の三面をつけた場合が、後ろ半分ということです。輻射式 で、その間にいる所の空間が、冷えたり温まったりするのですが、やはり後の半分も、徐々に 冷えたり温まったりしてくるとは思います。

(西森教育長)

実際、体感をしてみないと壁がないのにと不思議ですよね。国体のバトミントン競技も視野 に入れながらということで、検討してきたところです。市民の皆さんからすると、部分的に使 えるという面、料金的な面と、大分使いやすくなってはきているわけです。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2 議案第36号については、提案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第2 議案第36号は、提案のとおり可決することといたします。

議 事(非公開)

日程第3 議案第37号

「平成29年度指宿市一般会計補正予算(第10号)に係る議案(教育委員会関係分) に関する意見の申出について」を議題といたします。 ・・・原案同意

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていました議案等については、すべて終了いたしました。その他で 何かございませんか。

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成29年第11回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。